

教育委員会提出議案

第25号議案

幼稚園教育職員に係る条例の一部を改正する条例の立案請求について
上記の議案を提出する。

令和5年4月25日

豊島区教育委員会教育長 金子 智 雄

幼稚園教育職員に係る条例の一部を改正する条例の立案請求について

幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成12年豊島区条例第8号）、幼稚園教育職員の給与に関する条例（平成12年豊島区条例第9号）及び幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成30年豊島区条例第11号）の一部を改正するため、別紙のとおり総務部人事課に立案請求の依頼をする。

（説 明）

パートナーシップ制度への対応に伴い、幼稚園教育職員についても区長部局職員と同様の条例改正を行う必要があるため、本案を提出いたします。

5豊教指発第169号
令和5年4月25日

人事課長事務取扱総務部参事
木山 弓子 様

豊島区教育委員会事務局
指導課長 丸山 順子

条例の一部改正について

標記の件について、下記のとおり立案請求を依頼いたします。

記

1 条例名

幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する
条例

幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例一部を改正する条例

2 立案請求理由

パートナーシップ制度への対応に伴い、幼稚園教育職員についても区長部局職員と同様の条例改正を行う必要があるため。

3 改正概要

新旧対照表（案）のとおり

4 区議会付議の時期

令和5年第2回定例会

5 施行年月日

令和5年7月1日

幼稚園教育職員の給与に関する条例（平成12年豊島区条例第9号）の一部を改正する条例 新旧対照表（案）

現行	改正後（案）
<p>(扶養手当)</p> <p>第10条 略</p> <p>2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計のみちがなく主としてその職員の扶養を受けているものをいう。</p> <p>(1) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）</p> <p>(2)から(6)まで 略</p> <p>3～4まで 略</p>	<p>(扶養手当)</p> <p>第10条 略</p> <p>2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計のみちがなく主としてその職員の扶養を受けているものをいう。</p> <p>(1) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）<u>又はパートナーシップ関係（双方又はいずれか一方が性的マイノリティであって、互いを人生のパートナーとして、相互の人権を尊重し、日常生活において継続的に協力し合うことを約した二者間の関係その他の配偶者に相当すると任命権者が認める二者間の関係をいう。）の相手方（以下「配偶者等」という。）</u></p> <p>(2)から(6)まで 略</p> <p>3～4まで 略</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>(施行期日)</u></p> <p><u>1 この条例は、令和5年7月1日から施行する。</u></p> <p><u>(幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)</u></p> <p><u>2 幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成30年豊島区条例第11号）の一部を次のように改正する。</u></p> <p><u>改め文省略（別紙 新旧対照表参照）</u></p>

幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成30年条例第11号）の一部を改正する条例 新旧対照表（案）

幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 （平成30年豊島区条例第11号）	幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 （令和5年豊島区条例第●●号）附則第2項の規定による改正案
<p>附 則</p> <p>1～3 略</p> <p>4 前項の規定により扶養手当を受けている職員が配偶者を有するに至った場合その他の同項の規定による扶養手当を受ける要件を欠くに至った場合（当該扶養手当に係る配偶者を欠く1子が満15歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、当該扶養手当を受ける要件を欠くに至った場合を除く。）には、その職員は、直ちにその旨を教育委員会に届け出なければならない。</p> <p>5 略</p> <p>6 附則第3項の規定により扶養手当を受けている職員が配偶者を有するに至った場合その他の同項の規定による扶養手当を受ける要件を欠くに至った場合においては、これらの事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。</p>	<p>附 則</p> <p>1～3 略</p> <p>4 前項の規定により扶養手当を受けている職員が配偶者<u>又はパートナーシップ関係（双方又はいずれか一方が性的マイノリティであって、互いを人生のパートナーとして、相互の人権を尊重し、日常生活において継続的に協力し合うことを約した二者間の関係その他の配偶者に相当すると任命権者が認める二者間の関係をいう。）の相手方（以下「配偶者等」という。）</u>を有するに至った場合その他の同項の規定による扶養手当を受ける要件を欠くに至った場合（当該扶養手当に係る配偶者を欠く1子が満15歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、当該扶養手当を受ける要件を欠くに至った場合を除く。）には、その職員は、直ちにその旨を教育委員会に届け出なければならない。</p> <p>5 略</p> <p>6 附則第3項の規定により扶養手当を受けている職員が配偶者<u>等</u>を有するに至った場合その他の同項の規定による扶養手当を受ける要件を欠くに至った場合においては、これらの事実が生じた日<u>（幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（令和5年豊島区条例第●●号）の施行の日前にパートナーシップ関係の相手方を有するに至った場合は、同日）</u>の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。</p>

幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成12年豊島区条例第8号）の一部を改正する条例 新旧対照表（案）

現行	改正後（案）
<p>（育児又は介護を行う職員の深夜勤務の制限）</p> <p>第11条 教育委員会は、小学校就学の始期に達するまでの子（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として教育委員会規則で定める者を含む。以下この項並びに次条1項及び第3項並びに第11条の3第1項及び第3項において同じ。）のある職員（職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして教育委員会規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が当該子を養育するために請求した場合には、職務に支障がある場合を除き、深夜における勤務をさせてはならない。</p>	<p>（育児又は介護を行う職員の深夜勤務の制限）</p> <p>第11条 教育委員会は、小学校就学の始期に達するまでの子（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として教育委員会規則で定める者を含む。以下この項並びに次条1項及び第3項並びに第11条の3第1項及び第3項において同じ。）のある職員（職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）<u>又はパートナーシップ関係（双方又はいずれか一方が性的マイノリティであって、互いを人生のパートナーとして、相互の人権を尊重し、日常生活において継続的に協力し合うことを約した二者間の関係その他の配偶者に相当すると任命権者が認める二者間の関係をいう。）の相手方（以下「配偶者等」という。）</u>）で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして教育委員会規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が当該子を養育する</p>

2 前項の規定は、要介護者（第18条第1項に規定する日常生活を営むことに支障があるものをいう。以下同じ。）を介護する職員について準用する。この場合において、前項中「小学校就学の始期に達するまでの子（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として教育委員会規則で定める者を含む。以下この項並びに次条第1項及び第3項並びに第11条の3第1項及び第3項において同じ。）のある職員（職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして教育委員会規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が当該子を養育」とあるのは「要介護者のある職員が当該要介護者を介護」と読み替えるものとする。

ために請求した場合には、職務に支障がある場合を除き、深夜における勤務をさせてはならない。

2 前項の規定は、要介護者（第18条第1項に規定する日常生活を営むことに支障があるものをいう。以下同じ。）を介護する職員について準用する。この場合において、前項中「小学校就学の始期に達するまでの子（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として教育委員会規則で定める者を含む。以下この項並びに次条第1項及び第3項並びに第11条の3第1項及び第3項において同じ。）のある職員（職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）又はパートナーシップ関係（双方又はいずれか一方が性的マイノリティであって、互いを人生のパートナーとして、相互の人権を尊重し、日常の生活において継続的に協力し合うことを約した二者間の関係その他の配偶者に相当すると任命権者が認める二者間の関係をいう。）の相手方（以下「配偶者等」という。））で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして教育委員会規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が当

3 略

(介護休暇)

第18条 教育委員会は、職員がその配偶者、父母、子、配偶者の父母その他教育委員会規則で定める者で疾病、負傷又は老齢により日常生活を営むことに支障があるものの介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇として、介護休暇（前条第1項に規定するものを除く。以下この条において同じ。）を承認するものとする。

2 略

該子を養育」とあるのは「要介護者のある職員が当該要介護者を介護」と読み替えるものとする。

3 略

(介護休暇)

第18条 教育委員会は、職員がその配偶者等、父母、子、配偶者等の父母その他教育委員会規則で定める者で疾病、負傷又は老齢により日常生活を営むことに支障があるものの介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇として、介護休暇（前条第1項に規定するものを除く。以下この条において同じ。）を承認するものとする。

2 略

附 則

この条例は、令和5年7月1日から施行する。